

第6次白岡市男女共同参画プラン策定支援業務委託 事業者選定に係る公募型プロポーザル実施要領

1 趣旨

本要領は、第6次白岡市男女共同参画プラン策定の支援に関する業務を委託する事業者をプロポーザル方式により選定する手順及び方法について必要な事項を定める。

2 業務概要

(1) 業務名

第6次白岡市男女共同参画プラン策定支援業務

(2) 業務内容

別紙1「仕様書」のとおり

(3) 委託期間

委託契約締結日から令和9年3月19日（金）まで

(4) 提案上限額

3,479,000円（消費税及び地方消費税の額を含む。）

3 参加資格

本プロポーザルに参加できる者は、次に掲げる要件を全て満たす者とする。

なお、企画提案書提出後においても、資格要件を満たさなくなった場合は、当該参加者の参加資格を取り消すこととする。

(1) 本市の競争入札参加資格者名簿に登録されている者であること。

(2) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。

(3) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始の申立て、民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始の申立て、破産法（平成16年法律第75号）に基づく破産手続開始の申立てがなされていない者であること。

(4) 白岡市暴力団排除条例（平成25年白岡市条例第2号）第2条の規定に該当しない者であること。

(5) その他、法令等に違反していないこと又は違反する恐れがないこと。

4 スケジュール

令和8年4月10日（金）	公募の開始
令和8年4月20日（月）	<u>質問書提出期限</u>
令和8年4月24日（金）	質問回答期限（市公式ホームページへ掲載）
令和8年5月1日（金）	<u>プロポーザル参加申込書提出期限</u>
令和8年5月13日（水）	参加資格審査結果通知
令和8年5月20日（水）	<u>企画提案書類提出期限</u>
令和8年5月29日（金）	プロポーザル（書類審査）結果通知
令和8年6月上旬	業務委託契約の締結（予定）

5 関係様式

- (1) 参加申込書 (様式1)
- (2) 会社概要説明書 (様式2)
- (3) 業務実績表 (様式3)
- (4) 企画提案提出書 (様式4)
- (5) 業務執行体制表 (様式5)
- (6) 質問書 (様式6) ※質問がある場合のみ。
- (7) 参加辞退届 (様式7) ※参加申込書提出後に辞退する者のみ。

※指定様式は、市公式ホームページからダウンロードすること。

6 質問書の提出

本プロポーザルに関して確認事項や質問がある場合は、以下のとおり質問書(様式6)を提出すること。

(1) 受付期限

令和8年4月20日(月) 午後5時必着

(2) 提出方法

ア 質問書(様式6)を郵送、持参又は電子メールで提出すること。

イ 提出後、速やかに担当課あてに電話連絡すること。

ウ 質問内容については、簡潔に整理して記載すること。

(3) 回答方法

令和8年4月24日(金)までに、すべての質問に対する回答を、質問者の名前を伏せた上で、白岡市公式ホームページにて公表する。

なお、提出期限を過ぎた質問については回答しないので注意すること。

7 参加申込方法

本プロポーザルの参加申込方法は以下のとおり。

(1) 提出書類

ア 参加申込書 (様式1)

イ 会社概要説明書 (様式2)

ウ 業務実績表 (様式3)

(2) 提出期限

令和8年5月1日(金) 午後5時必着

(3) 提出方法

配達記録が残る郵送、宅配便等による送付又は持参。

ただし、持参の場合は、午前9時から午後5時までとし、土曜日、日曜日及び祝日を除く。

(4) 参加資格審査結果の通知

提出資料をもとに参加資格の審査をおこない、令和8年5月13日(水)までに、参加申込書等提出者宛に電子メールで通知する。

8 企画提案書類の提出

参加資格審査の結果、参加資格を有する旨の通知を受けた事業者は、以下のとおり企画提案書等を提出すること。

(1) 提出書類

- ア 企画提案提出書 (様式4)
- イ 業務執行体制表 (様式5)
- ウ 業務実績表 (様式3) ※参加申込書提出時と同様のものを、改めて添付してください。
- エ 企画提案書 (任意様式) ※内容については、別紙2「企画提案書作成要領」を熟読の上、作成すること。
- オ 見積書 (任意様式) ※宛名は「白岡市長」とする。
※表示は、税込価格とする。
※見積内訳を添付すること。

(2) 提出部数

正本1部と副本6部を提出すること。(正本・副本ともにア～オすべてを綴る。)

(3) 提出期限

令和8年5月20日(水) 午後5時必着

※期限までに提出がない場合は、本プロポーザルを辞退したものとみなします。

(4) 提出方法

配達記録が残る郵送、宅配便等による送付又は持参。

ただし、持参の場合は、午前9時から午後5時までとし、土曜日、日曜日及び祝日を除く。

9 審査について

企画提案書を提出した者に対し、市が設置する選定委員会において、以下の方法により契約優先交渉者を選定する。

(1) 審査方法及び評価項目等

ア 審査方法

プロポーザル方式(書類審査)

イ 評価項目及び審査基準

評価項目	審査基準	
1 業務実績	同種又は類似業務の実績の有無	10点
2 実施体制	人員体制は適正か	20点
	監理技術者及び担当技術者は適任か	
3 企画提案	市の計画策定の目的に適う内容か	50点
	国や県、その他近隣自治体の動向等を把握しているか	
	関係法令の知識を有しているか	

	会社の強みやノウハウ等を活かした独自性や工夫が見られるか	
	デザインの見やすさ、文章表現の分かりやすさ	
4 業務スケジュール	具体的かつ実現可能なスケジュールとなっているか	10点
5 見積価格	提案内容における経費は適正か	10点

ウ 評価点の取扱、最低基準点

- (ア) 各評価者の持点は同一点（100点）とし、各事業者に対する各評価者が配点した合計を、その事業者の評価点とする。
- (イ) 評価者ごとに、評価点の合計が高い順に順位を付し、順位を順位点とする。（例 1位＝1点、2位＝2点）評価者全員の順位点を合計し、順位点の合計が最も低い事業者を契約優先交渉者（候補者）とする。順位点の合計が同点の場合、1位の獲得数が多いものから上位とする。なお、1位の獲得数が同数の場合、順に2位、3位と獲得数の多いものを上位とする。
- (ウ) 最低基準点を60点とし、各評価者の評価点から算出される平均点が最低基準点に満たなかった場合は、当該事業者を選定の対象としない。
- (エ) 参加申込をした事業者が1社の場合、最低基準点を満たす場合は、当該事業者を契約優先交渉者とする。
- (2) 参加辞退届（様式7）
 プロポーザルに参加申込をした者が参加を辞退する場合は、参加辞退届を担当課に郵送、持参又は電子メールで提出すること。
- (3) 審査結果の通知
 ア 令和8年5月29日（金）までに審査結果の通知を行う。
 イ 審査結果は、事業者ごとに採用・不採用にかかわらず通知を行う。
 ウ 選定結果についての異議申し立ては一切受け付けない。

10 参加者の失格

次のいずれかに該当するときは、その者を失格とする。

- (1) 提出書類に虚偽の記載があった場合
- (2) 審査の公平性を害する行為があった場合
- (3) 参加資格の要件を満たさない場合
- (4) その他、本実施要領の条件に適合しない場合

11 その他

- (1) 提出された書類は、返却しないものとする。
- (2) 企画提案書の作成、プレゼンテーションへの参加等、本プロポーザルに要する経費はすべて参加申込をした事業者の負担とする。

12 審査書類等提出先及び問合せ先（担当課）

〒349-0292

埼玉県白岡市千駄野432番地

白岡市役所 生活経済部地域振興課 人権担当 新井・安藤

電話 0480-92-1111 内線3117

FAX 0480-31-7051

E-mail chiiki@city.shiraoka.lg.jp